

基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（１）促進区域

設定する区域は、県内８市９町（高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）とする。概ねの面積は１８万７千ヘクタール程度（香川県面積）である。

本区域は自然公園法に規定する国立公園（瀬戸内海国立公園）の一部区域や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、条例により指定された自然環境保全地域・県立自然公園・指定希少野生生物保護区）を含むものであるため、「８ 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地保護区については、本区域には存在しない。

また、本県の港湾計画においては、港湾を中心とした土地の利用や交通体系の強化などが計画されており、港湾計画に関連した促進区域及び重点促進区域を設定するにあたっては、同計画と調和して整合を図るものである。

（別紙 促進区域地図）

（２）地域の特色

①地理的条件について

１）拠点性、アクセスの良さ

本県は、四国の東北部に位置し、古くから四国の玄関口として、四国と本州とを結ぶ結節点の役割を担ってきた。また、県都高松市には、四国地域の中核拠点都市として、中央省庁の出先機関をはじめ、製造業、金融、商社、サービス業などの主要企業の支店・支社が多数集積しているなど、本県は四国地域において高い拠点性を有している。

陸路においては、瀬戸大橋をはじめとする本四連絡橋や四国横断自動車道の整備により、本県から近畿、中国、四国地域などの各主要都市への所要時間は大幅に短縮された。また、四国内の各県庁所在地へのアクセスは本県が最も優れている。

海路においては、海上輸送の要衝として県内各地に港湾機能を配しており、高松港は「四国の玄関港」として、四国地域における海上交通の重要な役割を担っている。海外航路は、釜山（韓国）、上海（中国）、青島・大連（中国）への国際コンテナ定期航路を開設しており、国内航路では、神戸港、宇野港（岡山県）へのフェリー等の定期航路も就航している。

空路においては、本県のほぼ中央部で高松市中心部へも好アクセスの場所に高松空港が存在し、東京などの国内都市のほか、ソウル（韓国）、上海（中国）、台北（台湾）、香港（中国）への定期便が就航している。

２）自然的経済的社会的一体性

本県の面積は約 18 万 7 千ヘクタール（全国比 0.5%）と全国で最も小さいながら、全域に讃岐平野が広がっており、可住地面積比率（全国 10 位）、人口密度（全国 11 位）は高い。また、高松空港が県央に位置し、県内主要部 17 のインターチェンジを高松自動車道が繋ぐとともに、国道 11 号、国道 32 号、国道 193 号、国道 377 号、国道 438 号など県内を縦横無尽に接続する道路網が整備されている。鉄道についても、JR 予讃線、土讃線、高德線、私鉄高松琴平電気鉄道（琴平線、志度線、長尾線）が県内各地を繋いでいる。さらに、瀬戸内海に位置する島しょ部へはフェリー等により日常的な往来が可能である。

これらの地理的条件、交通網等の整備により、県都高松市を中心に 1 時間以内での移動が可能であるなど、社会生活、経済活動の両面で県全体がコンパクトにまとまった、一体性を有している地域である。

3) 恵まれた自然環境

本県の気候は、四季を通じて温暖少雨であり、年間の日照時間は全国平均を大きく上回っている。また、台風の豪雨や冬の豪雪などの自然災害が少ない地域でもあり、過去 30 年間に於いて震度 5 弱以上の地震の発生回数は 2 回と、地震に対するリスクも低い地域である。

②産業の状況

1) 産業の特徴

本県には、建設機械関連、電気機械関連、造船関連、自動車部品関連などの分野で国内トップクラスの企業が県内の中核企業として立地している。それら中核企業を中心に、長年にわたり強固な生産連携を形成し、極めて高度な基盤技術（金属加工、金型、溶接、板金、表面処理等）を蓄積してきた協力企業が多数集積している。

また、臨海部を中心に、化学、石油・石炭、プラスチック、窯業・土石、非鉄金属などの基礎素材型の基幹工場が立地しており、本県経済を支えている重要な産業となっている。

加えて、食料品産業は、本県において最も歴史が古く、業種別の事業所数、従業員数、付加価値額に占める割合がトップである。また、冷凍食品や調味料など食料品関連の大手企業が立地しており、その協力企業も多数存在している。

さらに、産学官が連携して研究・技術開発に取り組んでいる希少糖は、食品をはじめ医薬品や農業などの分野で、CNF（セルロースナノファイバー）等の高機能素材は航空機・自動車などの分野で、微細構造デバイス関連技術は医療などの分野でそれぞれ活用が期待されるなど、今後の本県経済を担う産業となることが期待されている。

以上のように、本県の産業は、特定の業種に偏らないバランスのとれた産業構造であり、経済的ショックに強いという特徴を有している。

2) 支援機関等

本県には、公益財団法人かがわ産業支援財団、香川県産業技術センター、国立研究開発法人産業技術総合研究所四国センターなどの公設の産業支援機関や試験研究機関が設置されており、研究・技術開発の成果やノウハウを生かし、企業の新技術開発・新商品開発の支援を行うとともに、取引振興や販売促進、人材育成などの支援を行っている。

また、研究開発・新規産業創出の拠点である香川インテリジェントパークには、香川県科学技術研究

センター（FROM香川）、香川県新規産業創出支援センター（ネクスト香川）、香川産業頭脳化センタービル、香川大学社会連携・知的財産センター、地域共同研究施設（RISTかがわ）などの公的拠点施設が整備され、周辺には先端技術の研究開発を担う民間研究所が数多く立地している。

さらに、高等教育機関として、香川大学をはじめ5つの大学、2つの短期大学、1つの工業高等専門学校がある。特に、香川大学工学部は、安全システム建設工学科、電子・情報工学科、知能機械システム工学科、材料創造工学科の4学科を有し、専門知識・技術をもった人材育成や産学官連携による新たな研究開発において、先導的役割を担っている。また、香川高等専門学校は、ロボットコンテストやプログラミングコンテストの全国大会での活躍、ものづくり日本大賞の受賞など、学生の創意工夫を育む有意義な教育を実践している。

③インフラの整備状況について

1) 道路

瀬戸大橋をはじめとする本四連絡橋や四国横断自動車道の整備により、本県から各主要都市への所要時間は大幅に短縮された。また、高松自動車道の高松東ICから鳴門ICの暫定2車線については、現在、平成31年3月の完成を目指して4車線化工事が進められており、渋滞解消など東讃地域のアクセスの向上による地域の活性化が期待される。さらに、平成26年度から本四高速に全国共通の料金体系が適用されたことにより、道路貨物輸送コストが低減したことなどから、平成28年度のトラック等中型車種以上の一泊あたりの瀬戸大橋通行台数（平均）は、平成25年度から約400台増加し、過去最高の約7,700台となった。また、一般道の道路舗装率は99.9%と全国最高水準であり、高い利便性を実現している。

2) 港湾施設

瀬戸内海に囲まれた本県の港湾は、重要港湾2港（高松港、坂出港）のほか、県管理の地方港湾22港、市町管理の地方港湾43港が整備されており、物資の輸送や人の往来を支える基盤として重要な役割を担っている。

高松港では、コンテナ定期航路が4航路週7便運航しており、外貿コンテナ取扱量は四国第2位となっているほか、坂出港においても、取扱貨物量（フェリーを含まない）が四国第2位であり、共に四国を代表する港湾となっている。

また、重要港湾である高松港・坂出港だけでなく、地方港湾である丸亀港・土庄港においても、大規模地震が発災した際の緊急物資等の輸送や、経済活動の確保を目的として、通常岸壁よりも耐震性を強化した耐震強化岸壁が整備されている。

3) 空港

高松空港は高松市中心部へ車で約30分とアクセスも良く、東京などの国内都市やソウル（韓国）、上海（中国）、台北（台湾）、香港（中国）との間に定期便が就航しており、観光はもとより、ビジネス面での利用にも高い利便性を実現している。

4) 安定的な水資源の確保

本県は、ダム等の県内水源に加えて、早明浦ダムを水源とする香川用水を導入し、安定的な水供

給を行っている。特に中讃地域（坂出市、宇多津町及び丸亀市の一部）においては、工業用水専用の府中ダムを整備し、香川用水とあわせて日量 15 万 m³の供給能力を有する「中讃地区工業用水」により、臨海工業地帯へ安価な水を供給している。

また、渇水や大規模災害に備え、香川用水を一時的に貯留する水道用原水調整池である宝山湖（貯水容量 300 万 m³）が平成 21 年度に完成し、給水体制は一層強化された。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

（１）目指すべき地域の将来像の概略

本県の製造業の付加価値額は、付加価値額全体（県内）の約 20%を占めており、全産業でもっとも高い。

県内には、建設機械、電気機械、造船、自動車部品などの分野で大手企業の工場が立地しており、その中核企業を中心に、高度なものづくり基盤技術を有する協力企業が多数立地している。また、冷凍食品や調味料などの食品関連の企業が県内一円に多数立地しており、臨海部には、化学などの基礎素材型の大型工場が立地している。

さらに、産学官が連携して研究・技術開発に取り組んでいる希少糖は、食品をはじめ医薬品や農業などの分野で、CNF（セルロースナノファイバー）等の高機能素材は航空機・自動車などの分野で、微細構造デバイス関連技術は医療などの分野でそれぞれ活用が期待されるなど、今後の本県経済を担う産業分野となることが期待されている。

本県の製造業は、特定業種に偏らない、バランスのとれた産業構造であることから、経済的ショックに強いと言える一方、地域経済を強力に牽引する企業が少ないという課題がある。急激な変化を見せる世界経済に対応し、持続的に成長していくためには、経済環境の変化に強い産業構造であることを強みと捉え、これを維持・発展させるとともに、本県の強みを生かして新たな経済成長の原動力を創出することが必要である。

そのため、本県の製造業を担う企業に対する集中的な支援を通じて、地域の強みを生かした、新たな活力と付加価値を生み出す成長産業の先進的な取組みを後押ししていく。ひいては、本県製造業のみならず地域経済全体が、より質の高い雇用や経済波及効果（域内外との取引額の増大）、付加価値を創出していくという将来像を目指すものである。

（２）経済的効果の目標

本県製造業等における付加価値額は、工業統計調査結果報告書等によると、平成 23 年から平成 26 年にかけて毎年下落していることから、計画終了年の付加価値額は約 625,400 百万円と想定される。[※]そこで、本計画による各種支援を通じて地域経済牽引事業による 133,000 百万円の付加価値額を創出することにより、計画終了年に付加価値額約 758,400 百万円（平成 26 年と同額）を目指すものである。

※計画終了年に把握できる付加価値額は、2022 年経済構造実態調査結果報告書等に基づく。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
促進区域における付加価値 創出額	一百万円	133,000 百万円	—%

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の(1)～(3)の要件をすべて満たす事業とする。

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が、4,040 万円（本県の1事業所あたり平均付加価値額（経済センサス—活動調査（平成24年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1%増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で3%増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用者給与額等支給額が開始年度比で3%増加すること

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域

該当なし。

(2) 区域設定の理由

該当なし。

(3)（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定

該当なし。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①ものづくり基盤技術産業（建設機械・電気機械・造船等）の集積を活用した成長ものづくり分野
- ②エネルギー・基礎素材型産業及びその関連産業の技術を活用した成長ものづくり分野
- ③食料品産業及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ④先端的研究開発や知的財産を生かした産業の技術を活用した研究開発・情報分野
- ⑤瀬戸大橋や高松空港等の交通・物流インフラを活用した運輸・物流産業及びその関連産業分野

（２）選定の理由

①ものづくり基盤技術産業（建設機械・電気機械・造船等）の集積を活用した成長ものづくり分野

本県には、建設機械関連、電気機械関連、造船関連、自動車部品関連の中核企業が存在し、中核企業を中心に、高度なものづくり基盤技術（金属加工、金型、溶接、板金、表面处理等）を有する協力企業が県内一円に多数集積している。生産機械（建設機械関連等）・電気機械・輸送用機械（造船関連等）・はん用機械（自動車部品関連等）・金属の各業種事業所合計数（608 社^{*}）は本県製造業における全事業所数（1,999 社）の約 30%を占めている。また、ものづくり基盤技術産業分野は、本県製造業における付加価値額の約 56%を占める重要な分野と位置付けられる。

※608 社の内訳…生産機械 119 社、電気機械 70 社、輸送用機械 87 社、はん用機械 89 社、金属 243 社

②エネルギー・基礎素材型産業及びその関連産業の技術を活用した成長ものづくり分野

本県の臨海部を中心に立地している化学、石油・石炭、プラスチック、窯業・土石、非鉄金属などの基礎素材型産業分野は、本県製造業における付加価値額の約 48%を占めている。また、成長分野への進出を目指し、産学官連携により、鉱物や有機物など様々な材料から、目的とする機能（強度、耐熱性、導電性など）を有する材料を生み出したり、製品にするための技術である材料技術や、CNF（セルロースナノファイバー）や炭素系材料等の高機能素材関連技術を活用し、新たな企業群の創出や試験研究機関等において技術の蓄積を図るとともに、立地企業では新たな製品開発を行っている。

③食料品産業及びその関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本県には、冷凍食品、発酵食品、めん類など食料品関連の企業が多数存在し、その協力企業や包装材などの各種関連企業も多く存在している。とりわけ、地域資源である「オリーブを活用した食品」（オリーブ収穫量全国第 1 位）や、「醤油」（製造品出荷額全国 5 位）、「冷凍調理食品」（製造品出荷額全国 1 位）など各分野の生産水準は全国上位を誇る。なお、食料品分野は本県製造業における付加価値額の約 14%、事業所数の約 23%、従業者数の約 22%を占め、製造業の業種区分の各項目で構成比率がもっとも高い業種である。これらの集積を活用し、成長ものづくり分野において、今後更なる付加価値を生み出す地域経済牽引事業を創出する。

④先端的研究開発や知的財産を生かした産業の技術を活用した研究開発・情報分野

本県では、大学発の研究成果を生かし、糖質バイオ（希少糖・機能糖鎖）、微細構造デバイス（MEMS、マイクロ金型等）等の分野で、産学官連携のもと研究・開発に取り組むとともに、知的財産の創造・保護・活用促進等を図っている。一例として希少糖分野については、産業技術センターにおいて、香川大学などと連携して希少糖をより効率的に生産するための研究等に取り組み、希少糖研究拠点としての強化を図るなど、県が「かがわ希少糖ホワイトバレー」プロジェクトとして重点的に支援している。希少糖は、本県で生まれた世界に誇れる財産であり、国の知的クラスター創成事業や都市エリア産学官連携促進事業等の大型プロジェクトにより、大量生産技術や機能性などについての研究を推進し、世界をリードしている。このような技術を活用し、研究開発・情報分野において、今後更なる付加価値を生み出す地域経済牽引事業を創出する。

⑤瀬戸大橋や高松空港等の交通・物流インフラを活用した運輸・物流産業及びその関連産業分野

本県は古くから四国と本州の結節点として重要な役割を担っており、その高い拠点性から物流関連企業の集積が図られてきた。インフラにおいては、陸路では瀬戸大橋をはじめとする本四連絡橋や四国横断自動車道の整備により、本県から各主要都市への所要時間は大幅に短縮されている。また、空路では高松空港から東京などの国内都市や海外4都市（ソウル・上海・台北・香港）との定期便が就航しており、利用者の高い利便性を確保している。一方で、物流企業を取り巻く環境は大きく変化しており、従前の輸送・保管機能のみならず、顧客事業者における調達から生産、販売、在庫管理に至る一連の供給網（サプライチェーン）の最適化、効率化を図る機能が求められている。

以上①から⑤分野について、県及び市町は各分野事業促進のため、事業分野に係る施設を対象とした助成制度を設けている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載した地域の特性を生かした成長ものづくり分野等を支援していくためには、地域の事業者ニーズを踏まえ、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。そのために、地域経済牽引事業の担い手となる事業者に対する以下の各種制度を整備するとともに、情報提供、人材確保等の支援を行っていくことが重要である。

（２）制度の整備に関する事項

①各種予算措置（県、市町）

県及び市町において、製造業を中心とする産業強化支援に関する各種予算措置を講じていく。

②企業誘致助成制度（県、市町）

すでに県及び市町については、製造業を中心とした施設整備に対する助成制度を措置しているが、地域の事業者ニーズや動向を踏まえた上で、適宜制度の見直し等を実施していく。

③地方創生関係施策（県、市町）

事業の実施にあたっては、必要に応じて地方創生推進交付金の活用を検討する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

本県の支援機関等が有する成果事例や技術情報であって資料として開示可能な情報については、随時ホームページ等を通じて、公表していく。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

香川県商工労働部企業立地推進課に企業の要望に迅速かつきめ細かに対応するため、ワンストップサ

ービス窓口を設置している。事業環境整備の提案を受けた場合には、同窓口を通じて提案内容を整理した上で、県や各市町の担当部署と相談し、対応する。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①用地情報の収集、活用（県、市町）

県、市町、協定を締結した企業等が連携し、県内空き用地や未利用地に関する情報収集を行い、情報の一元化、データベース化を図り、ホームページ等により地域経済牽引事業を実施する事業者を中心に情報提供を行う。また、県と市町が連携し、企業立地用地の確保に努める。

②人材確保支援（県、市町）

平成 29 年 4 月に県が設置した香川県就職・移住サポートセンター「ワークサポートかがわ」（地方版ハローワーク）をはじめ、就職支援サイト「job ナビかがわ」を活用し、きめ細かく求職者側、企業側双方向にマッチング支援をしていく。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
【制度の整備】							
各種予算措置 (ものづくり産業、オリ ーブ産業、希少糖、新事 業等)	措置済		予算措置継続、検討				
企業誘致助成制度	措置済		随時見直し				
地方創生関係施策 (地方創生推進交付金)			活用検討				
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】							
支援機関の情報提供 (成果事例、技術情報)	措置済		HPで公開				
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】							
ワンストップ サービス窓口の設置	設置済		相談受付、対応				

【その他】							
①用地情報の収集、活用	措置済		情報収集、HPで公開				
②人材確保支援	措置済		継続				

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

本県には、「1 基本計画の対象となる区域（促進区域）－（2）地域の特色－②産業の状況」に記載している支援機関等が設置されており、金融機関も数多く立地している。それら地域内で産学官金の支援機関等が連携して、地域経済牽引事業を実施する事業者に対する支援が円滑に進むよう、県及び各市町が中心となり、地域経済牽引事業促進協議会等を通じて調整に努める。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

(支援機関の例)

①香川県産業技術センター

平成12年に香川県工業技術センターと香川県食品試験場、香川県発酵食品試験場を統合して誕生した組織である。主な業務として「研究開発」、「技術相談・技術協力」、「依頼試験・分析」等がある。成果については、積極的に公開するとともに、業界が抱える共通の技術課題を解決するために、分野別の研究会も組織している。

②香川インテリジェントパーク

共同研究や新技術、新商品開発などに貢献している本県の産学官連携拠点である。個別組織の事業内容については、下記のとおりである。

A. 香川産業頭脳化センタービル

新産業の創出や地域企業の経営基盤の強化、産業技術の高度化、科学技術の振興などに取り組む、県内企業の総合的な支援機関である「公益財団法人かがわ産業支援財団」の中核施設であり、リサーチルームやインキュベータールームを備えている。

B. ネクスト香川（香川県新規産業創出支援センター）

研究開発型企業や新規産業の創出を支援するためのインキュベーター工房や電子機器等の電磁波特性を計測する電磁環境試験設備を提供している。

C. FROM香川（香川県科学技術研究センター）

大学や企業などから構成される産学官共同研究グループ等に対しての研究室を提供するほか、企業に対し共同機器室やバイオ関連共同実験室の研究用機器を開放している。

D. R I S Tかがわ（地域共同研究施設）

高温高压流体技術及びマイクロ波技術を中心に産学官の共同開発を実施するほか、企業に対し超臨界流体抽出装置やマイクロ波反応装置などの技術開発関係装置等を開放している。

E. 産業技術総合研究所四国センター

日本最大の公的研究機関である国立研究開発法人産業技術総合研究所の四国拠点である。先端的な生命工学とナノテクノロジーなどの融合による研究成果が地域産業界に活用されており、香川県との連携協力協定に基づき、新分野進出の一助となるよう積極的な発信・提案を行っている。

F. 香川大学社会連携・知的財産センター

地域と香川大学をつなぐ産学官連携活動の窓口である。企業等からの技術相談に応じ、研究者の紹介から共同研究への橋渡しなど問題解決を支援している。産学官連携活動の推進、創出した知的財産等の地域での有効活用により、地域活性化・社会貢献に努めている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

地域経済牽引事業の促進に際して、事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響については、県と市町とが連携を図り、大気汚染や水質汚濁の防止、騒音・振動の抑制などについて助言や指導を行い、環境負荷の低減に向けた取組を促進し、地域の環境保全に十分な配慮を行う。

また、本県は瀬戸内海沿岸に位置するため、「瀬戸内海環境保全特別措置法」を遵守し、自然公園法に規定する国立公園（瀬戸内海国立公園）等の自然景観の保全に努めるとともに、水質汚濁の防止、浅海域の保全、水質等の監視測定、下水道等の整備促進、環境教育・環境学習の推進などを行い、瀬戸内海沿岸地域の環境保全に努める。瀬戸内海国立公園内での具体的な事案が生じた際は、当該計画との整合を図り、地方環境事務所との調整を行う。

なお、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区やその他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、条例により指定された自然環境保全地域・県立自然公園・指定希少野生生物保護区）内での整備に当たって、直接又は間接的に影響を与えるおそれがある場合は、自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、それらの保全が図られるよう十分配慮して行う。

（２）安全な住民生活の保全

本県においては、平成 17 年 10 月 11 日に「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」を制定し、警察活動に加え、県や市町、県民、事業者等が適切な役割分担のもと相互に連携及び協力して、安全で安心して暮らすことができる地域社会の形成を推進しているところである。

犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するために、県、市町、事業者が適切な役割分担

のもと以下の取組みを行う。

①防犯設備の整備

工場等付近で地域住民が犯罪被害に遭わないようにするために、防犯カメラの設置、照明の設置等を行う。

②道路等の防犯性の向上及び管理

見通しを確保するなどの犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有する道路、公園、駐車場及び駐輪場の普及に努めるほか、夜間において公共空間や空地が地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう管理を徹底する。

③施設周辺道路における交通の安全と円滑等への配慮

施設には必要な駐車場を確保するとともに、施設出入口の道路への取付け、施設の出入車両等により周辺道路における交通の安全と円滑への支障、騒音・振動の発生等がないように努める。

④従業員に対する防犯指導

従業員に対して法令の遵守や被害の防止について指導する。

⑤警察への連絡体制の整備

事件・事故発生時における警察への連絡体制の整備と捜査活動への積極的な協力を行う。

⑥地域における防犯活動への協力

地域住民等が行う防犯ボランティア活動等に参加するほか、これに対して必要な物品、場所等を提供するなどの協力を行う。

⑦外国人の雇用に係る配慮

事業者が外国人を雇用しようとする際には、適法な就労を確保するよう資格確認などの必要な措置を講じるとともに、就労者に対して日本の法制度、習慣等について指導を行うとともに異文化交流等の配慮を行い、各種トラブルの未然防止に努める。

⑧地域住民の理解を得るための取組み

事業者、関係自治体が基本計画に基づき地域経済牽引事業を行うための措置を実施するにあたっては、地域住民の意見を十分に聴取するなど、地域住民の理解を得るよう努める。

⑨財政上の措置

企業立地等を通じた産業集積に伴い、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏の確保のために新たに必要となる警察活動に要する経費を措置する。

(3) その他

P D C A体制の整備等

香川県地域経済牽引事業促進協議会を通じて、県が地域経済牽引事業計画を承認した事業者に対して、投資に関する効果を年1回の頻度でヒアリングするとともに、「2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標」で設定した経済的効果の目標についてもR E S A Sや統計資料で年1回の頻度で進捗状況を把握する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

該当なし。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

該当なし。

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

該当なし。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）